

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

| | | | |
|-----|-------------|------------|----------------|
| 委員長 | 田中 直紀 (民主) | 中村 哲治 (民主) | 岡田 直樹 (自民) |
| 理事 | 足立 信也 (民主) | 長浜 博行 (民主) | 佐藤 ゆかり (自民) |
| 理事 | 松野 信夫 (民主) | 藤末 健三 (民主) | 藤川 政人 (自民) |
| 理事 | 吉川 沙織 (民主) | 藤本 祐司 (民主) | 宮沢 洋一 (自民) |
| 理事 | 岡田 広 (自民) | 舟山 康江 (民主) | 吉田 博美 (自民) |
| 理事 | 西田 昌司 (自民) | 孝治 (民主) | 長沢 広明 (公明) |
| 理事 | 丸山 和也 (自民) | 松浦 大悟 (民主) | 西田 実仁 (公明) |
| 理事 | 荒木 清寛 (公明) | 柳田 稔 (民主) | 小野 次郎 (みん) |
| | 植松 恵美子 (民主) | 愛知 治郎 (自民) | 桜内 文城 (みん) |
| | 大河原 雅子 (民主) | 石井 準一 (自民) | 井上 哲士 (共産) |
| | 小見山 幸治 (民主) | 磯崎 仁彦 (自民) | 藤井 孝男 (日改) |
| | 辻 泰弘 (民主) | 岩井 茂樹 (自民) | (23. 1. 24 現在) |

(1) 審議概観

第177回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、本院議員提出1件及び衆議院提出1件（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出）の合計4件であり、そのうち内閣提出2件及び衆議院提出1件の合計3件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願3種類23件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

東日本大震災対応 平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受け、選挙を適正に行うことが困難として総務大臣が指定する地域について、平成23年4月に予定されている統一地方選挙の期日を2月を超え6月を超えない範囲内において政令で定める日に延期する等の措置を講じようとする平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第38号）が衆議院に提出され、

本院に送付された。

本院では、みんなの党より、統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長の選挙等の選挙期日を延期して新たに統一地方選挙を実施する等の措置を講じようとする地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（参第4号）が提出された。

委員会においては、両案を一括して議題とし、被災者の投票を確保するための方策、選挙期日を延期する対象地域、選挙期日を地域を限定して延期することと全国一律に延期することとの対比、選挙期日の決定時期等について質疑が行われた。閣法第38号について質疑を終局し、討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、参第4号は審査未了となった。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案は、統一地方選挙の

対象とならない平成23年6月11日以降に任期満了を迎える地方公共団体で、東日本大震災により著しい被害を受けたものについて、公職選挙法の規定により行われる選挙の期日を延期する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、地方選挙延期と国政選挙実施の関係、被災地における選挙実施が困難な理由、被災地における早期の選挙執行に向けた支援策、選挙期日の決定に係る該当自治体の意見の聴取方法、早期の選挙執行のための被災自治体の住民基本台帳の整備状況等について質疑が行われた。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例

に関する法律の一部を改正する法律案は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を平成23年12月31日まで延期するとともに、特例選挙期日の告示日について、現行法に規定する告示日以前の日とすることができるようにするものである。委員会においては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長松崎公昭君から趣旨説明を聴取した後、被災地における選挙の再延期が必要な理由、早期の選挙執行に向けた支援策、避難住民の居住実態と選挙権行使の在り方、選挙管理委員会ホームページへの選挙公報の掲載等について質疑が行われた。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

(2) 委員会経過

○平成23年1月24日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成23年3月17日(木) (第2回)

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を聴き、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(参第4号)について発議者参議院議員小野次郎君から趣旨説明を聴き、

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(参第4号)

以上両案について発議者参議院議員小野次郎

君及び片山総務大臣に対し質疑を行い、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

[質疑者]

岡田広君(自民)、荒木清寛君(公明)、桜内文城君(みん)、井上哲士君(共産)(閣法第38号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、日改
反対会派 みん

○平成23年5月18日(水) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第68号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、逢坂総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

吉川沙織君（民主）、西田昌司君（自民）、
長沢広明君（公明）、小野次郎君（みん）、
井上哲士君（共産）

（閣法第68号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
日改

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年7月29日（金）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長松崎公昭君から趣旨説明を聴き、同君、片山総務大臣及び鈴木総務副大臣に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

丸山和也君（自民）、荒木清寛君（公明）、
桜内文城君（みん）、井上哲士君（共産）

（衆第22号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
日改

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年8月31日（水）（第5回）

- 請願第161号外22件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。